平成２３年（フ）第７２２号
熊本県合志市合生4295番地　野沢アパート１号
債務者　大寺さおり
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７５０号
熊本県上益城郡甲佐町大字芝原102番地17
債務者　北澤　修二
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２４号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目40番地
債務者　渡辺　　譲
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３９４号
青森市大字筒井字桜川77番地　成田アパートＡ
債務者　木村　公起
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
青森市大字筒井字桜川77番地　成田アパートＡ
債務者　木村　祥子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
青森県下北郡佐井村大字佐井字原田23番地
債務者　金沢　政人
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
青森市大字平新田字森越105番地１　セフィラミカミＡ―102
債務者　大道万里子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
青森県むつ市大湊上町27番23号
債務者　中村　　淳
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
青森市大字油川字大浜183番地
債務者　嶋田　慶喜
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
青森市千富町２丁目６番14号　コーポ千富３号
債務者　山田しのぶ
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
青森県五所川原市大字稲実字稲葉38番地93
債務者　佐藤　大真
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
青森県五所川原市大字稲実字米崎88―２　シニアパンション五所川原・稲実、住民票上の住所青森県つがる市車力町宝野55番地18
債務者　尾野　芳子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
青森県五所川原市字元町81番地35　コーポミナミ８号
債務者　小山内　実
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
青森県五所川原市金木町嘉瀬上端山崎84番地２
債務者　棟方　国仁
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
松江市東出雲町出雲郷631番地６
債務者　趙康二こと　西山　康二
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８２号
沖縄県糸満市字兼城14番地
債務者　宇良　敏彦
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目160番地１さわやかハイム３Ｂ
債務者　嘉数　孝信
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部